

31年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R1.8.21	R1.10.1	渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定	※	1															—	都市整備局市街地整備部企画課
2	R1.8.21	R1.10.1	東京都・渋谷区定例会（平成30年度第1回から第10回まで及び令和元年度第1回から第2回まで）議事要旨及び関係資料一式	※	1									1						(7条5号) 議事要旨及び関係資料一式は、関係機関等と調整中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせ、また、特定の民間事業者に不当に利益を与えるおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課
3	R1.9.18	R1.10.1	〇〇合同会社（東京都〇〇区〇〇 〇〇-〇〇-〇〇）につき、建設業法第5条（許可の申請）、第6条（許可申請書の添付書類）、第8条（許可の基準）、第9条（許可換えの場合における従前の許可の効力）、第11条（変更等の届出）、または第13条（提出書類の閲覧）のいずれかに係る文書全て。（平成28年1月1日から令和元年9月17日まで）																	開示請求書記載の法人は、東京都知事による建設業法（昭和24年法律第100号）所定の建設業の許可を受けた者ではないため、開示請求に係る公文書について、実施機関（事務担当課）では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建設業課
4	R1.9.18	R1.10.1	〇〇合同会社（東京都〇〇区〇〇 〇〇-〇〇-〇〇）につき、建設業法第28条（指示及び営業の停止）、第29条、第29条の2（許可の取消し）、第29条の4（営業の禁止）、第29条の5（監督処分等の公告等）、または第31条（報告及び検査）のいずれかに係る文書全て。（平成28年1月1日から令和元年9月17日まで）																	開示請求書記載の法人は、東京都知事による建設業法（昭和24年法律第100号）所定の建設業の許可を受けた者ではないため、開示請求に係る公文書について、実施機関（事務担当課）では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建設業課
5	R1.9.18	R1.10.1	〇〇合同会社（東京都〇〇区〇〇 〇〇-〇〇-〇〇）につき、建設業法第30条（不正事実の申告）に係る文書全て。（平成28年1月1日から令和元年9月17日まで）																	開示請求書記載の法人は、東京都知事による建設業法（昭和24年法律第100号）所定の建設業の許可を受けた者ではないため、開示請求に係る公文書について、実施機関（事務担当課）では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建設業課
6	R1.9.18	R1.10.1	〇〇合同会社（東京都〇〇区〇〇 〇〇-〇〇-〇〇）につき、建設業法第12条（廃業等の届出）に係る文書全て。（平成28年1月1日から令和元年9月17日まで）																	開示請求書記載の法人は、東京都知事による建設業法（昭和24年法律第100号）所定の建設業の許可を受けた者ではないため、開示請求に係る公文書について、実施機関（事務担当課）では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建設業課
7	R1.10.1	R1.10.2	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和元年9月30日現在）	※	1															—	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R1.9.26	R1.10.2	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項の規定による届出等における台帳（令和元年8月22日から令和元年9月25日受付分）（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
9	R1.10.2	R1.10.3	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・第24期決算変更届出書のうち、工事経歴書	1	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
10	R1.10.3	R1.10.7	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和元年10月3日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設業課
11	R1.10.1	R1.10.7	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年9月17日から令和元年9月30日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
12	R1.10.1	R1.10.7	東京都市計画河川石神井川計画図の計画区域線の開示(住所：東京都西東京市〇〇)	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
13	R1.9.24	R1.10.8	1 晴海選手村用地整備の一環として2016年度から実施された地盤嵩上げ工事に関する起工書及び請負工事契約書(当該契約件数が2件以上の場合はその全て)					1											本事業は都市再開発法第99条の2に基づく特定建築者制度を採用しており、特定建築者がゼネコン各社と請負工事契約を結んでいる。よって、都発注の工事ではなく、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
14	R1.9.24	R1.10.8	2. 東京都文書管理規則第53条に基づき廃棄したため現在は存在しないとする下記2件に関わる廃棄公文書一覧表及び当該一覧表が添付されているそれぞれの起案決定文書 ②選手村住宅建設事業者である特定建築者の収益が当初の想定以上であった場合、「増収分を（都と）折半する」ことについて、2019年5月都と特定建築者との間で合意したが、当該合意に至るまでに両者が協議した際の議事録・メモ等の文書※ ※令和元年9月6日付31都市整再第423号一部開示決定通知書により、開示した文書を除く。					1											令和元年5月8日付31都市整再第107号「晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（5-4街区・5-5街区・5-6街区）の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書」（以下「確認書」という。）締結に係る特定建築者と協議した際の議事録は作成していないため、当該公文書は存在しない。 「選手村 敷地譲渡契約上のスライド条項のスキーム案について」を除き、確認書締結に当たり特定建築者と協議した際のメモ等は、保存期間が一年未満の公文書である。東京都文書管理規則第53条第3項及び第4項に基づき、保存期間が一年未満の公文書については、廃棄の際に意思決定されないため、当該公文書は存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
15	R1.10.1	R1.10.8	東京都小平市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	5	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	R1. 8. 15	R1. 10. 10	上石神井駅周辺地区における道路整備方策の検討 報告書	272		1													<p>(7条2号) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)</p> <p>(7条3号) 権利者及び借地権者等の情報は、法人の事業及び財産管理に関する内部情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条5号) 報告書の一部の内容は、内部における検討又は協議に関する未成熟な情報であって、公にすることで、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 意向元のデータ等については、公にすることにより、契約、交渉に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するとともに、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所事業課
17	R1. 10. 8	R1. 10. 10	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書各一式(第3・4・5・6・7期)	70		1							1						<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建設業課
18	R1. 10. 8	R1. 10. 10	建築計画概要書(〇-〇〇)(印影を除く)	2		1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
19	R1. 10. 11	R1. 10. 15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年12月15日許可)	27		1							1						<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建設業課
20	R1. 10. 3	R1. 10. 15	建築計画概要書(30都市建指建第1850号)	※		1													—	都市整備局市街地建築部建築指導課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
21	R1. 9. 30	R1. 10. 15	<p>1 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会（仮称）準備会」 【平成26年7月16日（水曜日）開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・座席表 ・出席予定者一覧 ・資料1 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会の設置について（案） ・資料2 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会設置要綱（案） ・資料3 「中間取りまとめ」に関する質問等について ・参考資料 ・議事概要「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会（仮称）準備会」 <p>2 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市勉強会」 【平成26年7月30日（水曜日）開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・座席表 ・資料1 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会の設置について（案） ・資料2 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会設置要綱（案） ・参考資料 ・資料3 「国の説明」に関する意見や質問について ・首都圏空港の機能強化について <p>3 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会ワーキンググループ（第1回）」 【平成26年8月29日（金曜日）開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・座席表 ・出欠予定表 ・資料1 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会設置要綱 ・資料2 議事概要「（第1回）首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」 ・参考資料 新聞各紙 抜粋 ・議事概要「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 WG（課長級）（第一回）」 <p>4 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会ワーキンググループ（第2回）」 【平成26年10月10日（金曜日）開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・座席表 ・出欠予定 ・資料1 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市勉強会」アンケートへの回答 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市勉強会準備会」アンケートへの回答 東京国際空港における航空機落下物被害救済制度 関係自治体等との主な取り決め ・資料2 今後の進め方について（案） ・参考資料 羽田空港の機能強化に関する議会対応について（10/10現在） ・首都圏空港の機能強化について ・議事概要「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 WG（課長級）（第2回）」 <p>5 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会ワーキンググループ（第3回）」 【平成26年10月31日（金曜日）開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・座席表 ・出欠予定 ・資料1 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市勉強会」アンケートへの回答（航空局）の取扱いについて ・資料2 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」の取組状況について（平成26年10月31日現在） ・参考資料1 羽田空港の機能強化に関する議会対応及びホームページの作成状況について（平成26年10月31日現在） ・参考資料2 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市勉強会」アンケートへの回答（東京都） ・議事概要「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 WG（課長級）（第3回）」 <p>6 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第1回）」 【平成26年11月28日（金曜日）開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・座席表 ・出欠予定 ・羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会設置要綱 ・資料1 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」の取組状況について（平成26年11月28日現在） ・参考資料 羽田空港の機能強化に関する議会対応及びホームページの作成状況について（平成26年11月28日現在） ・Q&A集（羽田空港関係自治体の皆様から頂いた主な質問とそれに対する回答） ・首都圏空港の機能強化について 	※	1															—	都市整備局都市 基盤部交通企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
22	R1. 10. 11	R1. 10. 16	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和元年10月11日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設業課
23	R1. 10. 10	R1. 10. 17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年9月1日から9月30日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
24	R1. 10. 3	R1. 10. 17	「東京都市計画駐車場事業の認可について（東京都市計画駐車場事業第3号浜松町駐車場）」（平成29年8月18日付29都市基交第382号）	※	1														—	都市整備局都市基盤部交通企画課
25	R1. 10. 3	R1. 10. 17	「東京都市計画駐車場事業第3号浜松町駐車場の事業認可について（照会）」（平成29年6月16日付29都市基交第263号）	※		1					1	1	1						（7条2号）生年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）資金計画書内の金額及び納税証明書内の申告額、更生・決定後の額、納付済額、未納税額、法定納期限等は、当該法人の財務に関する情報であり、公にすることによって当該法人の競争上又は事業運営上の支障となるため （7条4号）各階平面図及び断面図は、建物内部の配置、各戸への出入口、具体的な用途の詳細等、建物内部の状況が記載されている。公にすることにより建物への侵入経路を把握することが可能となり、建物への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、犯罪予防等に支障を及ぼすおそれがあるため 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市基盤部交通企画課
26	R1. 10. 3	R1. 10. 18	佐藤伸朗都市整備局長・都技監の面談記録（平成30年4月以降）					1											当該請求に係る面談記録について実施機関では作成しておらず、存在しない。	都市整備局総務部総務課
27	R1. 10. 3	R1. 10. 18	（1）都市再生特別地区「浜松町2丁目4地区」及び世界貿易センタービルディングの建設・整備について、都議会議員、元・前都議会議員、国会議員など政治家との協議、はたらきかけなどに関する文書すべて （2）都市再生特別地区「浜松町2丁目4地区」及び世界貿易センタービルディングについて、安井順一元都技監によるはたらきかけ、協議などに関する文書すべて					1											公文書の件名のうち働きかけに関して、実施機関では、職務に関する働きかけについての対応要綱に基づき、働きかけがあった場合、対応記録を作成することとしている。しかし、当該地区の建設及び整備について実施機関で対応記録は作成していない。また、要綱制定以前について、任意で作成した記録もない。次に、協議などに関する文書については、特段実施機関では作成しておらず、存在しない。	都市整備局総務部総務課
28	R1. 10. 16	R1. 10. 18	東京都知事許可第〇〇号〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成26年12月20日許可）	11		1													（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
29	R1. 10. 4	R1. 10. 18	雨水浸透阻害行為の許可について(町田市〇〇)の「給・排水施設計画平面図」、「雨水流出抑制施設構造図」に限る。	2	1														—	都市整備局都市基盤部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
30	R1. 10. 9	R1. 10. 18	(1) 区部における都市計画道路の整備方針 (第二事業化計画) (2) 区部における都市計画道路の整備方針 (第二事業化計画) パンフレット	14	1															—	都市整備局 都市基盤部 街路計画課
31	R1. 10. 10	R1. 10. 18	2019年2月開催の西武鉄道新宿線 (井荻駅~西武柳沢駅間) 連続立体交差化計画の説明会において、会場内に掲示した都市高速鉄道及び関連する道路計画区域を示した図	※	1															—	都市整備局都市 基盤部交通企画 課
32	R1. 10. 16	R1. 10. 23	建設業許可業者名簿 (東京都知事許可 令和元年9月分)	※	1															—	都市整備局市街 地建設部建設業 課
33	R1. 10. 15	R1. 10. 23	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳 (令和元年10月1日から令和元年10月14日までの受付分) (東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1															—	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
34	R1. 10. 18	R1. 10. 24	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式 (第8期)	25		1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建設部建設業 課
35	R1. 10. 25	R1. 10. 28	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・一部廃業届出書、変更届出書各一式 (平成28年11月30日受付)	4		1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建設部建設業 課
36	R1. 10. 15	R1. 10. 29	西富久地区市街地再開発組合につき、消費税 (地方消費税を含む) 仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するもの																	都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 及びその関連法令には、消費税 (地方消費税を含む) 仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものを提出する規定はなく、実施機関においても、提出を求めている。また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街 地整備部再開発 課
37	R1. 10. 15	R1. 10. 29	銀座六丁目10地区市街地再開発組合につき、消費税 (地方消費税を含む) 仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するもの																	都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 及びその関連法令には、消費税 (地方消費税を含む) 仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものを提出する規定はなく、実施機関においても、提出を求めている。また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街 地整備部再開発 課
38	R1. 10. 15	R1. 10. 29	京橋二丁目西地区市街地再開発組合につき、消費税 (地方消費税を含む) 仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するもの																	都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 及びその関連法令には、消費税 (地方消費税を含む) 仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものを提出する規定はなく、実施機関においても、提出を求めている。また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街 地整備部再開発 課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
39	R1.10.15	R1.10.29	調布駅北第1A地区市街地再開発組合につき、消費税（地方消費税を含む）仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するもの					1										都市再開発法（昭和44年法律第38号）及びその関連法令には、消費税（地方消費税を含む）仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものを提出する規定はなく、実施機関においても、提出を求めている。また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
40	R1.10.15	R1.10.29	糀谷駅前地区市街地再開発組合につき、消費税（地方消費税を含む）仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するもの					1										都市再開発法（昭和44年法律第38号）及びその関連法令には、消費税（地方消費税を含む）仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものを提出する規定はなく、実施機関においても、提出を求めている。また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
41	R1.10.15	R1.10.29	市街地再開発組合につき、消費税（地方消費税を含む）仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものうち、直近5件 但し、西富久地区市街地再開発組合、銀座六丁目10地区市街地再開発組合、京橋二丁目西地区市街地再開発組合、調布駅北1A地区市街地再開発組合及び糀谷駅前地区市街地再開発組合分を除く					1										都市再開発法（昭和44年法律第38号）及びその関連法令には、消費税（地方消費税を含む）仕入控除税額報告書、若しくはそれに類するものを提出する規定はなく、実施機関においても、提出を求めている。また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
42	R1.10.28	R1.10.29	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成27年12月20日許可） ・決算変更届出書一式（第36期） ・工事経歴書各一式（第34・35・37・38期）	37		1												（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
43	R1.10.15	R1.10.30	敷地の譲受希望価額及び資金計画書	※		1					1							（7条3号）敷地の譲受希望価額・㎡単価（5-4街区を除く。）、一般分譲収入（5-4街区、5-5街区板状棟、5-6街区板状棟を除く。）、賃貸住宅等売却収入、店舗部分売却収入（5-4街区を除く。）、環境対策補助金（資金計画見込額）（5-4・5-5・5-6街区、5-4街区、5-5街区板状棟、5-5街区超高層棟、5-6街区板状棟、5-6街区超高層棟を除く。）、用地費（敷地譲受価格）（5-4街区を除く。）、建築工事費（5-4街区を除く。）、設計・工事監理費（5-4街区を除く。）、環境性能・エネルギー関係費、付帯建築工事費、追加工事費、販売経費、公租公課、支払金利、事業経費、収入合計（5-4街区を除く。）、支出合計（5-4街区を除く。）は、特定建築者（応募者）の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者（応募者）の事業活動上の地位が損なわれるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
44	R1.10.29	R1.10.31	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 建設業許可申請書（平成29年1月31日許可）のうち ・様式第一号 ・専任技術者一覧表	2		1												（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
45	R1.10.29	R1.10.31	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成29年12月20日許可）	33		1												（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
46	R1.10.29	R1.10.31	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成27年3月11日許可）	43		1												（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等						
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号					
47	R1.10.29	R1.10.31	建築計画概要書(〇-〇〇)	3	1																				都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。